

始



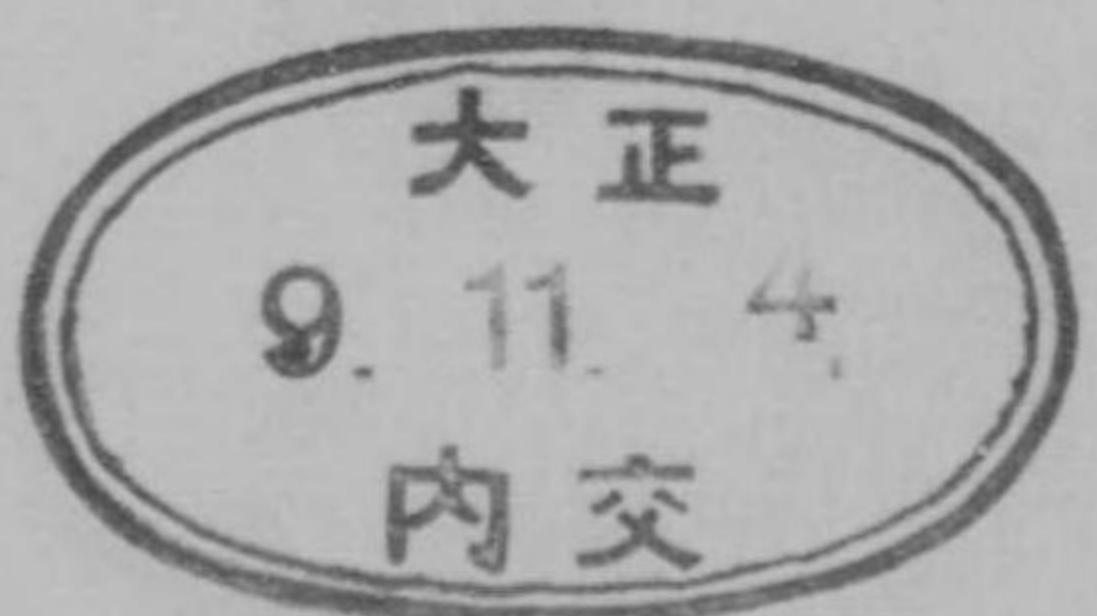
明治天皇詔勅集

大詩古文書

393-75



ほ
み
心
明治天皇詔勅集



國

家

明治天皇御製

ここしへに民やすかれこいのるなる
わかよをまもれ伊勢のおほかみ
てるにつけくもるにつけて思ふかな
わか民草のうへはいかにこ
山のおくしまのはてまでたつねみむ
世にしられさる人もありやと



桐火桶かきなてながら思ふかな
すきまおほかる賤が伏屋を
國をおもふ道にふたつはなかりけり
いくさのにはにたつもたゝぬも
ちよろつの民よこゝろをあはせつゝ
國にちからをつくせこそおもふ
子らはみな軍のにはにいてはてゝ
おきなやひこり山田もるらむ

小引

本書は現在及び將來に亘り日本國民の拳
々服膺すべき
明治大帝陛下の御詔勅
を謹撰したるもの之を古今に通じて謬ら
ず之を中外に施して恃らざる千古不摩の大
遺訓なり

明治天皇詔勅集目次

明治天皇御宸筆國家	
明治天皇御製	
小引	
王政復古の詔	一
五箇條の誓詔	一
維新の詔	二
直諫を求め給へる詔	五
百官將士を勉勵せしむる詔	五
公議所を開き給へる詔	六
可否を獻替せしめ給へる詔	七
刑律を改撰せしめ給へる詔	八
華族に海外留學周遊を奨励し給へる勅諭	九
改曆の詔	一一
徵兵の詔	一二
人民誘導の事を諸府縣知事に命じ給へる勅諭	一三
令參事に命じ給へる勅諭	一三
議院憲法頒布の詔	一三
勳章制定の詔勅	一四
華族會館に臨みて華族に下し給へる勅諭	一五
國會開設の勅諭	一五
陸海軍軍人に下し給へる勅諭	一七
五爵制定の詔	二六
内閣組織改定の詔	二六

皇室典範を定め給ふ詔……………二八

憲法發布の勅語……………二八

憲法發布の詔……………二九

教育に關し下し給へる勅語……………三一

第一帝國議會開院式の勅語……………三二

在廷の臣僚に告げ給へる勅語……………三三

清國に對する宣戰の詔……………三五

勇義兵に關する勅諭……………三九

戰勝後臣民に下し給へる詔……………四〇

占領地を支那に還付し東洋の平和を鞏固にする詔……………四三

陸海軍軍人に下し給へる勅諭……………四五

露國に對する宣戰の詔勅……………四七

日露媾和成立に付陸海軍人に下し給へる勅語……………五〇

日露媾和成立に付下し給へる詔勅……………五一

勤儉貯蓄を奨め給へる詔……………五四

韓國併合に付下し給へる詔書……………五五

施療濟生の旨を内閣總理大臣に下し給へる詔勅……………五八

明治天皇詔勅集

明治大帝威德宣揚會謹撰

王政復古の詔

明治元年正月

癸丑以來國家多事先帝宸襟を惱す衆庶の知る所なり今や王政に復し國威を挽回し大小の政令一に公議に決し天下と更始せん四方其れ之を體せよ

五箇條の誓詔 明治元年三月十四日

王政復古の詔

一

一、廣く會議を起し萬機公論に決すべし

- 一、上下心を一にして盛に經綸を行ふべし
一、官武一途庶民に至る迄各其志を遂げ人心をして倦まさらしめんことを要す

一、舊來の陋習を破り天地の公道に基くべし
一、智識を世界に求め大に皇基を振起すべし

我國末曾有の變革を爲さんとし朕躬を以て衆に先んじ天地神明に誓ひ大に斯國是を定め萬民保全の道を立んとする衆亦此旨趣に基き協心努力せよ

維新の詔

明治元年三月十四日

朕幼弱を以て猝に大統を紹き爾來何を以て萬國に對立し列祖に事へ奉らん

やと朝夕恐懼に堪へざるなり竊に考るに中葉朝政衰へてより武家權を専らにし表には朝廷を推尊して實は敬して是を遠け億兆の父母として絶て赤子の情を知ること能はざる様計り成し遂に億兆の君たるも唯名のみに成り果て其が爲今日朝廷の尊重は古へに倍せしが如くにて朝威は倍衰へ上下相離るゝこと霄壤の如しかゝる形勢にて何をもつて天下に君臨せんや今般朝政一新の時に膺り天下億兆一人も其處を得ざる時は皆朕が罪なれば今日の事朕自身骨を勞し心志を苦め艱難の先に立ち古列祖の盡させ給ひし蹤を履み治蹟を勤めてこそ始めて天職を奉じて億兆の君たる所に背かざるべし往昔列壞萬機を親らし不臣のものあれば自ら將としてこれを征し給ひ朝廷の政總て簡易にして此の如く尊重ならざるゆゑ君臣相親みて上下相愛し德澤

天下に沿く國威海外に耀きしなり然るに近來宇内大に開け各國四方に相雄飛するの時に當り獨我のみ世界の形勢に疎く舊習を固守し一新の效をはからず朕徒らに九重中に居し一日の安きを偷み百年の憂を忘るゝときは遂に各國の凌侮を受け上は列聖を辱しめ奉り下は億兆を苦めんことを恐る故に朕ここに百官諸侯と廣く相誓ひ列祖の御偉業を繼述し一身の艱難辛苦を問はず親ら四方を經營し汝億兆を安撫し遂には萬里の波濤を拓開し國威を四方に宣布し天下を富岳の安きに置んことを欲す汝億兆舊來の陋習に慣れ尊重のみを朝廷の事となし神州の危急を知らず朕一たび足を舉れば非常に驚き種々の疑惑を生じ萬口紛糾として朕が志をなさざらしむる時は是れをして君たる道を失はしむるのみならず從て列祖の天下を失はしむるなり汝億

兆能々朕が志を體認し相率ゐて私見を去り公議を探り朕が業を助けて神州を保全し列聖の神靈を慰し奉らしめば生前の幸甚ならん

直諫を求め給へる詔

明治元年十月十七日

皇國一體。東西同視。朕今幸ニ東府。親聽ニ内外之政。汝百官有司。同心戮力。以翼ニ鴻業。凡事之得失可否。宜ニ正議直諫。啓ニ沃朕心。

百官將士を勉勵せしむる詔

明治二年正月四日

朕惟みるに在昔神皇基を肇めしより列聖相繼ぎ以て朕が躬に逮ぶ朕否徳夙夜競業先皇の緒を墜さんことを懼る曩者兇賊命に梗し億兆塗炭に苦しむ幸

直諫を求め給へる詔

五

に汝百官將士の力に頼り速に戡定の功を奏し萬姓堵を安んずるに至る今茲
に歲己巳三元の啓端に在り上下亦寧く遠邇來賀す朕何の慶か之に加へん惟
ふに天道靡く一治一亂内安ければ必外の患あり豈に戒慎せざる可んや朕益
祖業を恢弘し覃て中外に被らしめ以て永く先皇の威徳を宣揚せんことを庶
幾す汝百官將士勉勵懈らず各其職を竭し敢て忌憚なく朕が闕漏を匡救せよ
汝百官將士其れ旗を始めよ

公議所を開き給へる詔

明治二年二月二十五日

朕將に東臨公卿群牧を會合し博く衆議を諮詢し國家治安の大基を建んとす
抑制度律令は政治の本億兆の頼るところ以て輕しく定むべからず今や公議

所法則略既に定ると奏す宜しく速に開局し局中禮法を貴び協和を旨とし心
を公平に存し議を精確に期し専ら皇祖の遺典に基き人情時勢の宜さに適し
先後緩急の分を審にし順次に細議し以て聞せよ朕親しく之を裁決せん

可否を獻替せしめ給へる詔

明治二年四月

朕嚮に汝百官群臣と五事を掲げ天地神明に質し綱紀を皇張し億兆を綏安す
るを誓ふ然るに兵馬倉卒未だ其績を底さず朕夙夜上は以て神明に畏れ下は
以て億兆に慙づ今や乃ち親臨汝百官群臣を朝會し大に施設するの方法を諮詢す是神州安危の決今日に在り誠に宜く腹心を披き肺肝を表し可否を獻替
すべし朕將に勵精竭力大に經始する所あらんとす汝百官群臣それ勗めよや

可否を獻替せしめ給へる詔

七

刑律を改撰せしめ給へる詔

明治二年九月

我大八洲の國體を創立する遂古は措て論せず神武天皇以降二千年寛恕の政
以て下を率ゐ忠厚の俗以て上を奉ず大寶に及んで唐令に折衷すと雖も其の
律を施すに至ては常に定律より寛にす其間政の汙隆時の治亂なきに非ざる
も大率光被の德外蕃に及ぶ保元以降乾綱紐を解き武士權を専らにし法律以
て政を爲し刀鋸以て下を率ゆ寛恕忠厚の風遂に地を掃ふ今や大政更始宜く
古を稽へ今を明にし寛恕の政に從て忠厚の俗に復し萬民所を得て國威始て
振ふべし頃者刑部新律を撰定する時仍て茲旨を體し凡八虐故殺強盜放火等
の外異常法を犯すに非ざるよりは大抵寛恕以て流以下の罰に處せしめんと

す抑も刑は無刑に歸するに在り宜しく商議して以て上聞せよ

華族に海外留學周遊を奨励し給へる勅諭

明治四年十月
二十二日

朕惟ふに宇内列國開化富強の稱ある者皆其國民勤勉の力に由らざるなし而
して國民の能く智を開き才を研き勤勉の力を致す者は固り其國民たるの本
文を盡すものなり今我國舊制を更革して列國と并馳せんと欲す國民一致勤
勉の力を盡すに非れば何を以て之を致すことを得んや特に華族は國民中貴
重の地位に居り衆庶の屬目する所なれば其履行固り標準となり一層勤勉の
力を致し率先して之を鼓舞せざるべけんや其責たるや亦重し是今日朕が汝
等を召し親く朕が期望する所の意を告ぐる所以なり夫れ勤勉の力を致すは

華族に海外留學周遊を奨励し給へる勅諭

九

智を開き才を研くより外なるはなし智を開き才を研くは眼を字内開化の形勢に著け有用の業を脩め或は外國へ留學し實地の學を講するより要なるはなし而して年壯を過ぎ留學を爲し難きものも一たび海外に周遊し聞見を廣むる亦以て智識を増益するに足らん且我邦女學の制未だ立ざるを以て婦女多くは事理を解せず殊に幼童の成立は母氏の教導に關し實に切緊の事なれば今海外に赴く者妻女或は姉妹を挈て同行する固より可なることにて外國所在女教の素あるを曉り育兒の法をも知るに足るべし誠に能く人々此に注意し勤勉の力を致さば開化の域に進み富強の基隨て立ち列國に并馳するも難からざるべし汝等能く斯意を體し各其本分を盡し以て朕が期望する所に副ふべし

改曆の詔

明治五年十一月九日

朕惟ふに我邦通行の曆たる太陰の朔望を以て月を立て太陽の躔度に合す故に二三年間必ず閏月を置かざるを得ず置閏の前後時に季候の早晚あり終に推歩の差を生ずるに至る殊に中下段に掲ぐる所の如きは率ね妄誕無稽に屬し人知の開達を妨ぐるもの少しそれ蓋し太陽曆は太陽の躔度に從て月を立つ日子多少の異ありと雖も季候早晚の變なく四歳毎に一日の閏を置き七千年の後僅に一日の差を生ずるに過ぎず之を太陰曆に比すれば最も精密にして其便不便も固より論を俟ざるなり依て自今舊曆を廢し太陽曆を用ひ天下永世之を遵行せしむ百官有司其れ斯の旨を體せよ

徵兵の詔 明治五年十一月二十八日

朕惟るに古昔郡縣の制全國の丁壯を募り軍團を設け以て國家を保護す固より兵農の分なし中世以降兵權武門に歸し兵農始て分れ遂に封建の治を成す戊辰の一新は實に千有餘年來の一大變革なり此際に當り海陸兵制も亦時に從ひ宣を制せざるべからず今本邦古昔の制に基き海外各國の式を斟酌し全國募兵の法を設け國家保護の基を立んと欲す汝百官有司厚く朕が意を體し普く全國に告諭せよ

人民誘導の事を諸府縣知事令參事に命

じ給へる勅諭 明治六年五月二十四日

朕惟ふに方今國の末だ開明せざるに當て汝等地方の官に任じ人民をして國が意の在る所を信奉せしめんとするや其勞劬想ふべし夫れ善く斯民を誘導し各其所に安んせしむる固より是牧民たる者の職にして其任甚重しと云べし汝等其能く旨を體し努力せよ

議院憲法頒布の詔 明治七年五月二日

朕踐祚之初神明に誓ひし旨意に基き漸次に之を擴充し全國人民の代議人を

人民誘導の事を諸府縣知事令參事に命じ給へる勅諭

一三

召集し公議輿論を以て律法を定め上下協和民情暢達の路を開き全國人民をして各其業に安んじ以て國家の重きを擔任すべきの義務あるを知らしめんことを期望す故に先ず地方長官を召集し人民に代て協同公議せしむ乃ち議院憲法を頒布す各員其れ之を遵守せよ

勅章制定の詔勅

明治八年四月十日

朕惟ふに凡そ國家に功を立て績を顯す者宜く之を褒賞し以て之に酬ゆべし仍て勳等賞牌の典を定め人々をして寵異表彰するを知らしめんとす汝有司其斯旨を體せよ

華族會館に臨みて華族に下し給へる

勅諭

明治八年十月七日

朕茲に親臨し汝衆華族に宣示す朕曩に汝衆に諭す所あり汝衆能く朕が旨を體し昨年中同志を會合して斯館を創立し以て國家に報効する所あらんとす朕甚だ之を嘉みす汝衆華族一般嗣後此館に從事し協同勉勵學術を研精し其目途を宏遠に期し爾の履行を竭くし爾の家道を齊へ能く名聲を保ち永く皇室に盡す所あれ

國會開設の勅諭

明治十四年十月十二日

國會開設の勅諭

一五

朕祖宗二千五百餘年の鴻緒を嗣ぎ中古紐を解くの乾綱を振張し大政の統一を總攬し又夙に立憲の政體を建て後世子孫繼くべきの業を爲さんこと期す嚮に明治八年に元老院を設け十一年に府縣會を開かしむ此れ皆漸次基を創め序に循て歩を進むるの道に由るに非ざるは莫し爾有衆亦朕が心を諒とせん

顧みるに立國の體國各宜きを殊にす非常の事業實に輕舉に便ならず我祖我宗照臨して上に在り遺烈を揚げ洪謨を弘め古今を變通し斷じて之を行ふ責朕が躬に在り將に明治二十三年を期し議員を召し國會を開き以て朕が初志を成さんとす今在廷臣僚に命じ假すに時日を凡てし經畫の責に當らしむ其組織權限に至ては朕親ら衷を裁し時に及んで公布する所あらんとす

朕惟ふに人心進むに偏して時會速かなるを競ふ浮言相動かし竟に大計を遺る是れ宜しく今に及んで謨訓を明徵し以て朝野臣民に公示すべし若し尙故さらに躁急を争ひ事變を煽し國安を害する者あらば處するに國典を以てすべし特に茲に明言し爾有衆に諭す

陸海軍軍人に下し給へる勅語明治十五年一月四日

我國の軍隊は世々天皇の統率し給ふ所にぞある昔神武天皇躬づから大伴物部の兵ともを率ゐ中國のまつろはぬものごもを討ち平げ給ひ高御座に即かせられて天下しろしめし給ひしより二千五百有餘年を経ぬ此間世の様の移り換るに隨ひて兵制の沿革も亦屢なりき古は天皇躬づから軍隊を率ゐ給ふ

御制にて時ありては皇后皇太子の代らせ給ふこともありつれど大凡兵權を臣下に委ね給ふことはなかりき中世に至りて文武の制度皆唐國風に倣はせ給ひ六衛府を置き左右馬寮を建て防人など設けられしかば兵制は整ひたれども打續ける昇平に狃れて朝廷の政務も漸く文弱に流れければ兵農おのづから二に分れ古の徵兵はいつとなく壯兵の姿に變り遂に武士となり兵馬の權は一向に其武士どもの棟梁たる者に歸し世の亂と共に政治の大權も亦其手に落ち凡七百年の間武家の政治とはなりぬ世の様の移り變りて斯なれるは人力もて挽回すべきにあらずとはいひながら且は我國體に戻り且は我祖宗の御制に背き奉り淺間敷次第なりき降りて弘化嘉永の頃より徳川の幕府其政衰へ剩外國の事ども起りて其侮りをも受けぬべき勢に迫りければ朕が

皇祖仁孝天皇皇孝孝明天皇いたく宸襟を惱し給ひしこそ辱くも又惶けれ然るに朕幼くして天津日嗣を受けし初征夷大將軍其政權を返上し大名小名其版籍を奉遷し年を経ずして海内一統の世となり古の制度に復しぬ是文武の忠臣良弼ありて朕を補翼せる功績なり歴世祖宗の専ら蒼生を憐み給ひし御遺澤なりといへども併せて我臣民の其心に順逆の理を辨へ大義の重きを知れるが故にこそあらざれば此時に於て兵制を更め我國の光を耀さんと思ひ此の十五年が程に海陸軍の制を以て今の様に建定めぬ夫兵馬の大權は朕が統ぶる所なれば其司々をこそ臣下には任すなれ其大綱は朕親ら之を攬り肯て臣下に委ねべきものにあらず子々孫孫に至るまで篤く斯の旨を傳へ天子は文武の大權を掌握するの義を存して再び中古以降の如き失體なからんこと

を望むなり朕は汝等軍人の大元帥なるぞされば朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰ぎてぞ其親は特に深かるべき朕が國家を保護して上天の恵に應じ祖宗の恩に報いまゐらする事を得ざるも汝等軍人が其職を盡すと盡さざると由るぞかし我國の稜威振はざることあらば汝等能く朕と其憂を共にせよ我武維揚りて其榮を耀さば朕汝等と其譽を俱にすべし汝等皆其職を守り朕と一心になりて力を國家の保護に盡さば我國の蒼生は永く太平の福を受け我國の威烈は大に世界に光華ともなりぬべし朕斯も深く汝等軍人に望むなれば猶訓諭すべき事こそあれいでや之を左に述べむ

一、軍人は忠節を盡すを本分とすべし凡そ生を我國に稟くるもの誰かは國に報ゆるの心なかるべき況して軍人たらん者は此心の固からでは物の用

に立ち得べしとも思はれず軍人にして報國の心堅固ならざるは如何程技藝に熟し學術に長するも猶偶人にひどしかるべし其隊伍も整ひ節制も正くとも忠節を存せざる軍隊は事に臨みて鳥合の衆に同じかるべし抑も國家を保護し國權を維持するは兵力に在れば兵力の消長は是國運の盛衰なることを辨へ世論に惑はず政治に抱らず只々一途に己が本分の忠節を守り義は山嶽よりも重く死は鴻毛よりも軽しと覺悟せよ其操を破り不覺を取り汚名を受くるなけれ

一、軍人は禮義を正しくすべし凡そ軍人には上元帥より下一卒に至るまで其間に官職の階級ありて統屬するのみならず同列同級とても停年に新舊あれば新任の者は舊任のものに服従すべきものぞ下級のものは上官の命

を承ること實は眞に朕が命を承くる義なりと心得よ己が隸屬する所にあらずとも上級のものは勿論停年の己より舊きものに對しては總て敬禮を盡すべし又上級のものは下級のものに向ひ聊も輕侮驕傲の振舞あるべからず公務の爲に威嚴を主とする時は格別なれども其の外は務めて懇に取扱ひ慈愛を專一と心掛け上下一致して王事に勤勞せよ若し軍人たるものにして禮義を紊り上を敬はず下を惠まずして一致の和諧を失ひたらんには啻に軍隊の蠹毒たるのみかは國家の爲にもゆるし難き罪人なるべし一、軍人は武勇を尙ぶべし夫武勇は我國にては古よりも貴べる所なれば我國の臣氏たらんもの武勇なくては叶ふまじ況して軍人は戰に臨み敵に當るの職なれば片時も武勇を忘れてよかるべきかさはあれ武勇には大勇あ

り小勇ありて同からず血氣にはやり粗暴の振舞などせんは武勇とは謂ひ難し軍人たらんものは常に能く義理を辨へ能く膽力を煉り思慮を殲して事を謀るべし小敵たりとも侮らず大敵たりとも憚れず己が武職を盡さむこそ誠の大勇にはあれされば武勇を尙ぶものは常々人に接はるには溫和を第一とし諸人の敬愛を得むと心掛けよ由なき勇を好みて猛威を振ひたらば果は世人之を忌嫌ひて豺狼などの如く思ひなむ心すべきことにこそ一、軍人は信義を重んすべし凡信義を守ること常の道にはあれどわきて軍人は信義なくては一日も隊伍の中に交りてあらんこと難かるべし信とは己が言を踐行ひ義とは己が分を盡すをいふなりされば信義を盡さんと思はゞ始より其事の成し得べきか得べからざるかを審に思考すべし膽氣な

る事を假初に諾ひてよしなき關係を結び後に至りて信義を立てんとする
ば進退谷りて身の措き所に苦しむことあり悔ゆとも其詮なし始めに能々
事の順逆を辨へ理非を考へ其言は所銓踐むべからずと知り其義はとても
守るべからずと悟りなば速に止ることよけれ古より或は小節の信義を立
てんとて大綱の順逆を誤り或は公道の理非に踐迷ひて私情の信義を守り
あたら英雄豪傑どもが禍に遭ひ身を滅し屍の上の汚名を後世まで遺せる
こと其例尠からぬものを深く警めてやはあるべき

一、軍人は質素を旨とすべし凡質素を旨とせざれば文弱に流れ輕薄に趨り
驕奪華靡の風を好み遂には貪汚に陥りて志も無下に賤くなり節操も武勇
も其甲斐なく世人に爪はじきせらるゝ迄に至りぬべし其身生涯の不幸な

りといふも中々愚なり此風一たび軍人の間に起りては彼の傳染病の如く
蔓延し士風も兵氣も頓に衰へるべきこと明なり朕深く之を懼れて曩に免
黜條例を施行し略此事を諒め置きつれど猶も其惡習の出んことを憂ひて
心安からねば故に之を訓ふるぞかし汝等軍人ゆめ此訓諒を等閑にな思ひ
そ

右の五ヶ條は軍人たらんもの暫くも忽にすべからずさて之を行はんには一
の誠心こそ大切なれ抑も此五ヶ條は我軍人の精神にして一の誠心は又五ヶ
條の精神なり心誠ならざれば如何なる嘉言も善行も皆うはべの裝飾にて何
の用にかは立つべき心だに誠あれば何事も成るものぞかし況してや此五ヶ
條は天地の公道人倫の常經なり行ひ易く守り易し汝等軍人能く朕が訓に遵

ひて此道を守り行ひ國に報ゆるの務を盡さば日本國の蒼生擧りて之を悦び
なん朕一人の憚のみならんや

五爵制定の詔

明治十七年七月七日

朕惟ふに華族勳胄は國の瞻望なり宜しく授くるに榮爵を以てし用て寵光を
示すべし文武諸臣中興の偉業を翼賛し國に大勞ある者宜しく均しく優列に
陞し用て殊典を昭にすべし茲に五爵を叙で其有禮を秩す卿等益爾の忠貞を
篤くし爾の子孫をして世々其美を濟さしめよ

内閣組織改定の詔

明治十八年十二月二十三日

朕惟ふに經國の要は官其制を定めて機關各其所を得るに在り内閣は萬機親
裁専ら統一簡捷を要すべし今其組織を改め諸大臣をして各其重責に當らし
め統ぶるに内閣總理大臣を以てし以て從前各省太政官に隸屬し上申下行經
由繁復なるの弊を免れしむ乃ち各部に至ては官守を明にし以て濫弊を除き
選叙を精て急要を擧げ規律を嚴にし以て官紀を肅にし徐々に以て施政の整
理を圖らんとす是れ朕が諸大臣に望む所なり中興の政一しく以て才能を待
ち繁文を省き以て淹滯を通じ冗費を節し以て一たびは進み一たびは退くべ
からず華を去り實を務め綱舉り目張り永遠繼ぐべからしむ諸臣其れ各朕が
意を體して奉行する所あれ

皇室典範を定め給ふ詔 明治二十二年二月十一日

天佑を享有したる我が日本帝國の寶祚は萬世一系歴代繼承し以て朕が躬に至る惟ふに祖宗肇國の初大憲一たび定まり昭なること日星の如し今の時に當り宜く遺訓を明徵にし皇家の成典を制立し以て丕基を永遠に鞏固にすべし茲に樞密顧問の諮詢を經皇室典範を裁定し朕が後嗣及子孫をして遵守する所あらしむ

憲法發布の勅語 明治二十二年二月十一日

朕國家の隆昌と臣民の慶福とを以て中心欣榮とし朕が祖宗に承くるの大權に依り現在及將來の臣民に對し此の不磨の大典を宣布す

惟ふに我が祖我が宗は我が臣民祖先の協翼に倚り我が帝國を肇造し以て無窮に垂れたり此れ我が神聖なる祖宗の威徳と並に臣民の忠實勇武にして國を愛し公に殉ひ以て此の光輝ある國史の成跡を貽したるなり朕我が臣民は即ち祖宗の忠良なる臣民の子孫なるを回想し其の朕が意を奉體し朕が事を獎順し相與に和衷協同し益我が帝國の光榮を中外に宣揚し祖宗の遺業を永久に鞏固ならしむるの希望を同くし此の負擔を分つに堪ふることを疑はざるなり

憲法發布の詔 明治二十二年二月十一日

朕祖宗の遺烈を承け萬世一系の帝位を踐み朕が親愛する所の臣民は即ち朕が祖宗の惠撫慈養したまひし所の臣民なるを念ひ其康福を増進し其懿德良能を發達せしめむことを願ひ又其翼賛に依り興に俱に國家の進運を扶持せむことを望み乃ち明治十四年十月十二日の詔命を履践し茲に大憲を制定し朕が率由する所を示し朕が後嗣及臣民及臣民の子孫たる者をして永遠に循行する所を知らしむ

國家統治の大權は朕が之を祖宗に承けて之を子孫に傳ふる所なり朕及朕が子孫は將々此憲法の條章に循ひ之を行ふことを慾らざるべし朕は我が臣民の權利及憲法及法律の範圍内に於て其享有を完全ならしむべきことを宣言す

教育に關して下し給へる勅語 明治二十三年十月三十日

朕惟ふに我が皇祖皇宗國を肇むること廣遠に徳を樹つること深厚なり我が臣民克く忠に克く孝に億兆心を一にして世々厥の美を濟せるは此れ我が國體の精華にして教育の淵源亦實に此に存す爾臣民父母に孝に兄弟に友に夫婦相和し朋友相信じ恭儉己れを持し博愛衆に及ぼし學を修め業を習ひ以て智能を啓發し德器を成就し進て公益を廣め世務を開き常に國憲を重じ國法に遵ひ一旦緩急あれば義勇公に奉じ以て天壤無窮の皇運を扶翼すべし是の如きは獨り朕が忠良たるのみならず又以て爾祖先の遺風を顯彰するに足らん

此道は實に我が皇宗皇祖の遺訓にして子孫臣民の俱に遵守すべき所之を古
今に通じて謬らず之を中外に施して恃らす朕爾臣民と俱に拳々服膺して咸
其徳を一にせんことを庶幾ふ

第一帝國議會開院式の勅語

明治二十三年十月二十九日

朕貴族院及衆議院の各員に告ぐ

朕即位以來二十年間の經始する所内治諸般の制度粗其綱領を擧げたり庶幾
くは皇祖皇宗の遺徳に倚り卿等と俱に前に繼ぎ後を啓き憲法の美果を收め
以て將來益我が帝國の光烈と我が臣民の忠良にして勇進なる氣性をして中
外に表明ならしむることを得ん

朕又夙に諸國と盟好を修め通商を廣め國勢を擴張せんことを期す幸に締盟
諸國の交際は益々親厚を加へたり陸海の軍備は内外の平和を保全する爲に
歳を積み完實を期せざるべからず

明治二十四年度の豫算各般法律案は朕之を國務大臣に命して議會の議に附
せしむ朕は卿等の公平慎重を以て審議協賛する所あることを期し併せて將
來に告ぐべきの模範を貽さんことを望む

在廷の臣僚に告げ給へる勅語

明治二十六年二月十日

古者皇祖國を肇むるの初に當り六合を兼ね八紘を掩ふの詔あり朕既に大權
を總攬し藩邦の制を廢し文武の政を革め又宇内の太勢を察し開國の國是を

在廷の臣僚に告げ給へる勅語

三三

定む爾來二十有餘年百揆の施設一に皆祖宗の遠猷に率由し以て臣民の康福を増し國家の隆昌を圖らむとするに外ならず

朕又議會を開き公議を盡し以て大業を翼賛せしめることを期したり而して憲法の施行方に初步に屬す始を慎み終を克くし端を今日に正し大成を將來に期せざるべからず顧るに宇内列國の進勢は日一日より急なり今の時に當り紛争日を曠くし遂に大計を遺れ以て國運進張の機を誤るが如きことあらば朕が祖宗の威靈に奉對するの志に非ず又立憲の美果を收むるの道に非ざるなり朕は在廷の臣僚に信任して其の大事を終始せむことを欲し又臣民の選良に倚籍して朕が日夕の憂虞を分つことを疑はざるなり憲法第六十七條に掲げたる費目は既に正文の保障する所に屬し今に於て紛議の因たるべか

らず但し朕は特に閣臣に命じ行政各般の整理は其の必要に従ひ徐ろに審議熟計して遺算なきを期し朕が裁定を仰がしむ

國家軍防の事に至ては苟も一日を緩くするときは或は百年の悔を遺さむ朕茲に内廷の費を省き六年の間毎歲三十萬圓を下附し又文武の官僚に命じ特別の情狀ある者を除く外同年月間其俸給十分一を納れ以て製艦費の補足に充てしむ

朕は閣臣と議會とに倚り立憲の機關とし其の各權域を慎み和協の道に由り以て朕が大事を輔翼し有終の美を成さむことを望む

清國に對する宣戰の詔

明治二十七年八月二日

天佑を保全し萬世一系の皇祚を踐める大日本帝國皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に清國に對して戰を宣す朕が百僚有司は宜く朕が意を體し陸上に海面に清國に對して交戰の事に從ひ以て國家の目的に達するに努力すべし苟も國際法に戻らざる限り各權能に應じて一切の手段を盡すに於て必ず遺漏なからむことを期せよ

惟ふに朕が即位以來茲に二十有餘年文明の化を平和の治に求め事を外國に構ふるの極めて不可なるを信じ有司をして常に友邦の誼を厚くするに努力せしめ幸に列國の交際は年を逐ふて親密を加ふ何ぞ料らむ清國の朝鮮事件に於ける我に對して著々隣交に戻り信義を失するの舉に出でむとは

朝鮮は帝國が其始に啓誘して列國の伍伴に就かしめたる獨立の一國たり而して清國は毎に自ら朝鮮を以て屬邦と稱し陰に陽に其内政に干渉し其内亂あるに於て口を屬邦の拯難に藉き兵を朝鮮に出したり朕は明治十五年の條約に依り兵を出して變に備へしめ更に朝鮮をして禍亂を永遠に免れ治安を將來に保たしめ以て東洋全局の平和を維持せむと欲し先づ清國に告ぐるに協同事に従はむことを以てしたるに清國は翻て種々の辭柄を設け之を拒みたり帝國は是に於て朝鮮に勧むるに其秕政を釐革し内は治安の基を堅くし外は獨立國の權義を全くせむことを以てしたるに朝鮮は既に之を肯諾したるも清國は終始陰に居て百方其の目的を妨碍し剩へ辭を左右に托し時機を緩にし以て其水陸の兵備を整へ一旦成るを告ぐるや直に其の力を以て其の

欲望を達せむとし更に大兵を韓土に派し我艦を韓海に要擊し殆と亡狀を極めたり則ち清國の計圖たる明に朝鮮國治安の責をして歸する所あらざらしめ帝國が率先して之を諸獨立國の列に伍せしめたる朝鮮の位置は之を表示するの條約と共に之を蒙晦に付し以て帝國の權利利益を損傷し以て東洋の平和をして永く擔保ながらしむるに存するや疑ふべからず熟其の爲す所に就て深く其の謀計の存する所を揣るに實に始めより平和を犠牲として其の非望を遂げむとするものと謂はざるべからず事既に茲に至る朕平和と相終始して以て帝國の光榮を中外に宣揚するに専なりと雖も亦公に戦を宣せざるを得ざるなり汝有衆の忠實勇武に倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を全くせむことを期す

勇義兵に關する勅諭

明治二十七年八月八日

朕は祖宗の威靈と臣民の協同とに倚り我が忠武なる陸海軍の力を用ゐ國の稜威と光榮とを全くせむことを期す

各地の臣民義勇兵は團結するの擧あるは其の忠良愛國の至情に出ることを知る惟ふに國に常制あり民に常業あり非常徵發の場合を除くの外臣民各其の常業を勤むることを怠らず内には益生殖を進め以て富強の源を培ふは朕の望む所なり義勇兵の如きは現今其の必要なきを認む各地方官朕が意を體し示諭する所あるべし

戦勝後臣民に下し給へる詔

明治二十八年四月二十二日

朕惟ふに國運の進張は治平に由りて求むべく治平を保持して能く終始あらしむるは朕が祖宗に承くるの天職にして又即位以來の志業たり不幸客歲清國と鬪端を啓き朕は已むを得ずして之と干戈を交へ十閱月の久しき結びて解くる能はず而して在廷の臣僚は陸海兩軍及議會兩院と共に咸能く朕が旨を體して朕が事を獎め内にありては參畫經營し費用を給し需供を豊かにし防備に力め外にありては櫛風沐雨邪寒隆暑に暴露し百難を冒し萬死を顧みず旭旗の指す所風靡せざるなし出征の師は仁愛節制の聲譽を播し外交の政は捷敏快暢の能事を盡し以て能く帝國の威武と光榮とを中外に宣揚したり

是れ朕が祖宗の威靈に頼ると雖も百僚臣庶の忠實勇武精誠天日を貫くにあらざるよりは安ひぞ能く此に至らむや朕は深く汝有衆の忠勇精誠に倚信し汝有衆の協翼に頼り治平の回復を圖り國運進張の志業を成さむとするに切なり

今や朕清國と和を講じ已に休戦を約し干戈を戢むる將に近に在らむとす清國渝盟を悔ゆるの誠已に明にして帝國全權辦理大臣の案定せる條件善く朕が旨に副ふ治平光榮併て之を獲る又文武臣僚の互に相待ちて全功を收めたるに外ならず祖宗大業の恢弘今や方に其基を鞏め朕が祖宗に對するの天職は斯に其重を加ふ朕は更に朕の志を汝有衆に告げ以て將來の嚮ふ所を明にせざるべからず

朕固り今回の戰捷に由り帝國の光輝を闡發したるを喜ぶと共に大日本帝國の前程は朕が卽位以來の志業と均く猶甚だ悠遠なるを知る朕は汝有衆と共に努て驕泰を戒め謙抑を旨とし益武備を修めて武を顯すことなく益文教を振ふて文に泥むことなく上下一致各其事を勉め其業を勵み以て永遠富強の基礎を成さむことを望む戰後軍謀の經畫財政の整理は朕有司に信任して専ら贊籌の責に當らしむべしと雖も積累蘊蓄以て國本を培ふは主として億兆忠良の臣庶に頼らざるべからず若夫勝に狃れて自から驕り漫に他を侮り信を友邦に失ふが如きは朕が斷じて取らざる所なり乃ち清國に至ては媾和條約批准交換の後は其友交を復し以て善隣の誼愈敦厚なるを期すべし汝有衆其れ善く朕が意を體せよ

占領地を支那に還付し東洋の平和を鞏固にする詔

明治二十八年五月十日

朕嚮に清國皇帝の請に依り全權辦理大臣を命じ其の簡派する所の使臣と會商し兩國媾和の條約を訂結せしめたり

然るに露西亞獨逸兩帝國及法朗西共和國の政府は日本帝國が遼東半島の壞地を永久の所領とするを以て東洋永遠の平和に利あらずと爲し交々朕が政府に懲思するに其の地域の保有を永久にする勿らむことを以てしたり顧ふに朕が恆に平和に眷々たるを以てして竟に清國と兵を交ふるに至りしもの洵に東洋の平和をして永遠に鞏固ならしめんとするの目的に外ならず而し

占領地を支那に還付し東洋の平和を鞏固にする詔

四三

て三國政府の友誼を以て切偲する所其意亦茲に存す朕平和の爲に計る素より之を容るゝに吝ならざるのみならず更に事端を滋し時局を艱し治平の回復を遅滞せしめ以て民生の疾苦を釀し國運の伸張を沮まば眞に朕が意に非ず且清國は媾和條約の訂結に依り既に偷盟を悔ゆるの誠を致し我が交戦の理由及目的をして天下に炳焉たらしむ今に於て大局に顧み寛洪以て事を處するも帝國の光榮と威嚴とに於て毀損せる所あるを見ず朕乃ち友邦の忠言を容れ朕が政府に命じて三國政府に照覆するに其意を以てせしめたり若し夫れ半島壞地の還付に關する一切の措置は朕特に政府をして清國政府と商定するあらしめんとす今や媾和條約既に批准交換を了し兩國の和親舊に復し局外の列國亦斯に交誼の厚を加ふ百僚臣庶其れ能く朕が意を體し深く時勢の大局に視微を慎み漸を戒め邦家の大計を誤ることなきを期せよ

陸海軍軍人に下し給へる勅諭

明治二十八年五月十三日

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕兵馬の大權を統べ明治十五年陸海軍人の制略立つに於て汝等に軍人の精神五箇條を訓諭し忠節禮儀武勇信義質素貫くに一誠を以てすべきことを告げたり朕が汝等に訓諭するの殷切なりしもの洵に汝等を以て朕が股肱と頼めばなり

爾來治平十有餘年客歲清國の囂を開くや汝等は朕が一號令の下に起て隆暑に耐へ祁寒を冒し内は籌畫警防を努め外は進攻出戰に勞し陸に海に振古未

陸海軍軍人に下し給へる勅諭

四五

だ有らざるの偉勳を奏し能く交戦の目的を達し帝國の光榮を四表に發揚せしめたり

朕は帝國陸海軍の進歩茲に至りたるを欣び汝等が深く五箇條を服膺して敢て失墜せず命を重じ生を輕じ以て能く朕が股肱たるの職を盡したるを嘉す獨り鋒鏑に斃れ疾病に死し然らざるも病廢となりたるものに至ては朕深く其事を烈として其人を悲まざるを得ず

朕今清國と和を講じ汝等と俱に治平の慶に頼らむとす顧ふに軍隊の名譽は帝國の光榮と共に汝等の責務を重からしむ朕は我武維れ揚りて汝等と其譽れを偕にするを樂むと雖も邦家の前程は尙遠遠なり汝等其れ能く朕の訓諭を遵奉し留りて隊伍に在るものと散じて郷關に歸るものとに論なく五事を

服膺して軍人の本分を恪守し一誠以て他日の報効を期せよ

露國に對する宣戰の詔勅

明治三十七年二月十日

天佑を保有し萬世一系の皇祚を踐める大日本皇帝は忠實勇武なる汝有衆に示す

朕茲に露國に對して戰を宣す朕が陸海軍は宜く全力を極めて露國と交戦の事に從ふべし朕か百僚有司は宜く各其職務に率ひ其權能に應じて國家の目的を達するに努力すべし凡そ國際條規の範圍に於て一切の手段を盡して遺算ながらむことを期せよ惟るに文明を平和に求め列國と友誼を篤くして以て東洋の治安を永遠に維持し各國の權利利益を損傷せずして永く帝國の安

全を將來に保障すべき事態を確立するは朕夙に以て國交の要義と爲 且暮
敢て違はざらむことを期す朕が有司も亦能く朕が意を體して事に從ひ列國
との關係年を逐ふて益親厚に赴くを見る今不幸にして露國と釁端を開くに
至る豈朕が志ならむや

帝國の重を韓國の保全に置くや一日の故に非ず是れ兩國累世の關係に因る
のみならず韓國の存亡は實に帝國安危の繫る所なればなり然るに露國は其
の清國との盟約及列國に對する累次の宣言に拘はらず依然滿洲に占據し益
其地歩を鞏固にして終に之を併呑せむとす若し滿洲にして露國の領有に歸
せん乎韓國の保全は支持するに由なく極東の平和亦素より望むべからず故
に朕は此の機に際し切に妥協に由て時局を解決し以て平和を恒久に維持せ
むことを期す

むことを期し有司をして露國に提議し半歲の久しきに亘りて屢次折衝を重
ねしめたるも露國は一も交譲の精神を以て之を迎へず曠日彌久徒に時局の
解決を遷延せしめ陽に平和を唱道し陰に海陸の軍備を増大し以て我を屈從
せしめんとする露國が始より平和を好愛するの誠意なるもの毫も認むる
に由なし露國は既に帝國の提議を容れず韓國の安全は方に危急に瀕し帝國
の國利は將に侵迫せられむとす事既に茲に至る帝國の平和の交渉に依り求
めんとしたる將來の保障は今日之を旗鼓の間に求むるの外なし朕は汝有衆
の忠實勇武なるに倚頼し速に平和を永遠に克復し以て帝國の光榮を保全せ
むことを期す

日露媾和成立に付陸海軍人に下し給へる

勅語

明治三十八年十月十六日

朕が親愛する帝國陸海軍人に告ぐ

朕嚮に汝等に示すに軍人の精神たる訓規五ヶ條を以てし明治二十七八年戰役終るや深く邦家の前途を念ひ更に汝等に諭示する所あり爾來十閱年朕が陸海軍は世界の進運に伴ひ經校大に其の歩を進めたり不幸にして客歲露國と釁を啓きしより汝等協力奮勵各其の任務に従ひ籌畫宜を得攻戰機を制し陸に海に曠古の大捷を奏し帝國の威武を宇内に宣揚し朕が望に副へり

朕は汝等の忠誠勇武に頼り出師の目的を達し上は祖宗に對し下は億兆に臨

み天職を盡すことを得たるを憚び深く其の戦に死し病に斃れ又は廢痼と爲りたる者を悼む

朕今露國と和を講ず惟ふに我軍の名譽は帝國の光榮と共に更に汝等の責任を重からしめ國運の隆昌亦汝等の努力に待つこと大なり汝等夫れ能く朕が意を體し留りて軍隊に在る者と散じて郷閭に歸る者とを問はず常に朕が訓諭を服膺して朕が肱股たるの本分を守り益勵精以て報效を期せよ

日露媾和成立に付下し給へる詔勅

明治三十八年
十月十六日

朕東洋の治平を維新し帝國の安全を保障するを以て國交の要義と爲し夙夜懈らず以て皇猷を光顯する所以を念ふ不幸客歲露國と釁端を啓くに至る亦

日露媾和成立に付き下し給へる詔勅

五一

寔に國家自衛の必要已を得ざるに出でたり開戦以來朕が陸海の將士は内
籌策防備に勤め外進攻出戦に勞し萬難を冒して殊功を奏す在廷の有司帝國
議會と亦善く其の職を盡して以て朕が事を獎め軍國の經營内外の施設其の
緩急を慾らず億兆克く儉に克く勤め以て國費の負荷に任じ以て費用の供給
を豐にし舉國一致大業を贊襄して帝國の威武と光榮とを四表に發揚したり
是固より我が皇祖皇宗の威靈に頼ると雖も亦文武臣僚の職務に忠に億兆民
庶の奉公に勇なるの致す所ならずむばあらす交戦二十閱月帝國の地歩既に
固く帝國の國利既に伸ぶ朕の恒に平和の治に汲々たる豈徒に武を窮め生民
をして永く鋒鏑に困ましむるに欲せむや嚮に亞米利加合衆國大統領の人道
を尊び平和を重するに出でて日露兩國政府に勸告するに媾和の事を以てす

るや朕は深く其の好意を諒とし大統領の忠言を容れ乃ち全權委員を命じて
其の事に當らしむ爾來彼我全權の間數次會商を累ね我の提議する所にして
始より交戦の目的たるものと東洋の治平に必要なものとは露國其の要求
に應じて以て和好を欲するの誠を明にしたり朕全權委員の協定する所の條
件を覽るに皆善く朕が旨に副ふ乃ち之を嘉納批准せり朕は平和と光榮とを
併せ獲て上は祖宗の靈鑒に對し下は以て不績を後昆に貽すを得るを喜び汝
有衆と其の譽を偕にし永く列國と治平の慶に頼らむことを思ふ今や露國亦
既に舊盟を尋て帝國の友邦たり則ち善鄰の誼を復して更に益敦厚を加ふる
ことを期せざるべからず

惟ふに世運の進歩は頃刻息ます國家内外の庶務は一日の懈なからむことを

要す偃武の下益兵備を修め戰勝の餘愈治教を張り然して後始て能く國家の光榮を無疆に保ち國家の進運を永遠に扶持すべし勝に狃れて自ら戦抑するを知らず驕怠の念從て生ずるが若きは深く之を戒めざるべからず汝有衆其れ善く朕が意を體し益事を勤め益其の業を勵み以て國家富強の基を固くせむことを期せよ

勤儉貯蓄を奨め給へる詔書 明治四十一年十月十三日

朕惟ふに方今人文日に就り月に將み東西相倚り彼此相濟し以て其の福利を共にす朕は爰に益國交を修め友義を惇し列國と與に永く其の慶に頼らむことを期す顧みるに日進の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせむとする固より内

國運の發展に須つ戰後日尙淺く庶政益更張を要す宜く上下心を一にし忠實業に服し勤儉產を治め惟れ信惟れ義醇厚俗を成し華を去り實に就き荒怠相誠め自彊息まさるべし

抑我が神聖なる祖宗の遺訓と我が光輝ある國史の成跡とは炳として日星の如し寔に克く恪守し淬礪の誠を輸さば國運發展の本近く斯にあり朕は方今の世局に處し我が忠良なる臣民の協翼に倚藉して維新の皇猷を恢弘し祖宗の威徳を對揚せむことを庶幾ふ爾臣民其れ克く朕が旨を體せよ

韓國併合に付下し給へる詔書 明治四十三年八月二十九日

朕東洋の平和を永遠に維持し帝國の安全を將來に保障するの必要なるを念

韓國併合に付き下し給へる詔書

ひ又常に韓國が禍亂の淵源たるに顧み曩に朕の政府をして韓國政府と協定せしめ韓國を帝國の保護の下に置き以て禍源を杜絶し平和を確保せしめむことを期せり

爾來時を経ること四年有餘其の間朕の政府は銳意韓國施政の改善に努め其の成績亦見るべきものありと雖韓國の現政は尙未治安の保持を完するに足らず疑懼の念毎に國內に充溢し民其の堵に安せず公共の安寧を維持し民衆の福利を増進せむが爲には革新を現制に加ふるの避く可らざる と瞭然たるに至れり

朕は韓國皇帝陛下と與に此の事態に鑑み韓國を擧て日本帝國に併合し以て時勢の要求に應するの已むを得ざるものあるを念ひ茲に永久に韓國を帝國

に併合することとなせり

韓國皇帝陛下及其の皇室各員は併合の後と雖相當の優遇を受くべく民衆は直接朕が綏撫の下に立ちて其の康福を増進すべし産業及貿易は治平の下に顯著なる發達を見るに至るべし而して東洋の平和は之に依りて愈其の基礎を鞏固にすべきは朕の信じて疑はざる所なり

朕は特に朝鮮總督を置き之をして朕の命を承けて陸海軍を統率し諸般の政務を總轄せしむ百官有司克く朕の意を體して事に従ひ施設の緩急其の宜きを得て衆庶をして永く治平の慶に頼らしむるを期せよ

施療濟生の旨を内閣總理大臣に下し給へ

る詔勅

明治四十四年二月一日

朕惟ふに世局の大勢に隨ひ國運の伸張を要すること方に急にして經濟の状況漸に革まり人心動もすれば其の歸向を謬らむとす政を爲す者宜く深く此に鑒み倍憂勤して業を勧め教を敦くし以て健全の發達を遂げしむべし若夫れ無告の窮民にして醫藥給せず天壽を終ふる事能はざるは朕が最慇念して措かざる所なり乃ち施藥救療以て濟生の道を弘めむとす茲に内帑の金を出し其の資に充てしむ卿克く朕が意を體し宜きに隨ひ之を措置し永く衆庶をして頼る所あらしめむことを期せよ

明治天皇詔勅集（終）

大正九年十一月一日印刷
大正九年十一月三日發行

【領布料金五拾錢】

明治大帝威德宣揚會代表者

編輯者 南條四郎

兼發行者 東京市牛込區市谷谷町九三
サンデー社印刷部

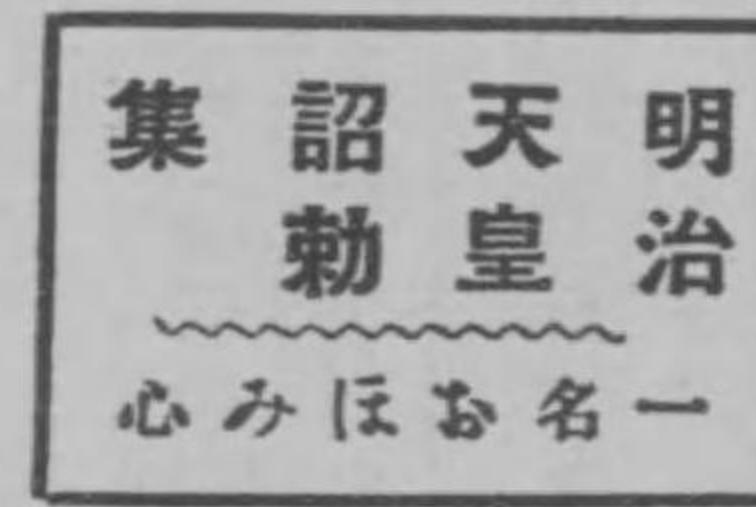
印刷者 松本拙三

發行所

東京市牛込區市谷谷町九三
町大通り東京公論社

明治大帝威德宣揚會

電話番町九一四



明治大帝威德宣揚會紀念出版

明治天皇御宸筆

承
見
陽
眞

各絹本着表裝附

江戸川紙刷
頒布料金六拾錢

頒布料

金六拾錢

送料金八

錢

明治神宮繪圖

代々木明治神宮の大俯瞰圖なり精致入神の石版數十度刷にして大正印
刷美術の粹を極む

右明治神宮大祭記念の爲め謹製し實費を以て頒布す

東京公論社出版部

東京市牛込區市谷臺町大通り
振替口座東京二二九〇〇

明治大帝威德宣揚會報



393

75

終

